

議案第15号

**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
の一部を改正する条例制定の件**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年鹿児島県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 住民基本台帳法施行条例（平成14年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項から13の項までを1項ずつ繰り上げる。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。